

## 子会社の決定事実

法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
取引規制府令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
連動子会社	上場会社等が発行する株式であって、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社（取引規制府令 49 条 11 号、施行令 29 条 8 号）

	重要事実	軽微基準
1	株式交換（法 166 条 2 項 5 号イ）	次のいずれかに該当すること ① 株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 1 号イ） ② 株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 1 号ロ）
2	株式移転（法 166 条 2 項 5 号ロ）	次のいずれかに該当すること ① 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 2 号イ） ② 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 2 号ロ）

	重要事実	軽微基準
3	合併（法 166 条 2 項 5 号ハ）	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 合併による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 3 号イ）</p> <p>② 合併による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 3 号ロ）</p>
4	会社分割（法 166 条 2 項 5 号ニ）	<p>a) 承継会社となる場合</p> <p>会社分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 4 号イ）</p> <p>b) 分割会社となる場合</p> <p>会社分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 4 号ロ）</p>

	重要事実	軽微基準
5	事業譲渡または譲受け（法166条2項5号ホ）	<p>a) 事業譲受けの場合</p> <p>事業譲受けによる当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲受けによる当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること（取引規制府令52条1項5号イ）</p> <p>b) 事業譲渡の場合</p> <p>事業譲渡による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲渡による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること（取引規制府令52条1項5号ロ）</p>
6	解散（合併による解散を除く）（法166条2項5号ヘ）	<p>解散による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること（取引規制府令52条1項5号の2）</p>

	重要事実	軽微基準
7	新製品または新技術の企業化（法 166 条 2 項 5 号ト）	新製品の販売または新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品または新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売または新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 6 号）
8	業務上の提携または業務上の提携の解消（法 166 条 2 項 5 号チ、施行令 29 条 1 号）	<p>a) 業務上の提携</p> <p>業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれ、かつ、次の①から③までに掲げる場合においては、当該①から③までに定めるものに該当すること（取引規制府令 52 条 1 項 7 号イ）</p> <p>① 業務上の提携により相手方会社の株式等を新たに取得する場合は、新たに取得する当該相手方会社の株式等の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 10%未満であると見込まれること</p> <p>② 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合は、新たに当該相手方に取得される株式の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 10%未満であると見込まれること</p> <p>③ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合は、新会社の設立の予定日から 3</p>

	重要事実	軽微基準
		<p>年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること。</p> <p>b) 業務上の提携の解消</p> <p>業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれ、かつ、次の①から③までに掲げる場合においては、当該①から③までに定めるものに該当すること（取引規制府令52条1項7号口）</p> <p>① 業務上の提携により相手方会社の株式等を取得している場合は、取得している当該相手方の会社の株式または持分の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の10%未満であること</p> <p>② 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合は、当該相手方に取得されている株式の相手方の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の10%未満であること</p>
		<p>③ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立している場合は、新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが当該上場会社等の属す</p>

	重要事実	軽微基準
		る企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であること
9	孫会社の異動を伴う株式等の譲渡・取得（法166条2項5号チ、施行令29条2号）	次の孫会社の異動を伴うものであること ① 孫会社または新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であり、かつ、当該孫会社または新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれる孫会社（取引規制府令52条1項8号イ） ② 新たに設立する孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれる孫会社（取引規制府令52条1項8号ロ）
10	固定資産の譲渡・取得（法166条2項5号チ、施行令29条3号）	固定資産の譲渡・取得による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額または増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれること（取引規制府令52条1項9号）
11	事業の全部または一部の休止・廃止（法166条2項5号チ、施行令29条4号）	事業の全部または一部の休止・廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止・廃止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること（取引規制府令52条1項10号）
12	破産手続、再生手続または更生手続開始の申立て（法166条2項5号チ、施行令29条5号）	なし

	重要事実	軽微基準
13	新たな事業の開始（法 166 条 2 項 5 号チ、施行令 29 条 6 号）	新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 52 条 1 項 11 号）
14	預金保険法 74 条 5 項の規定による申出（法 166 条 2 項 5 号チ、施行令 29 条 7 号）	なし
15	連動子会社の剰余金の配当（法 166 条 2 項 5 号チ、施行令 29 条 8 号）	子会社連動株式以外の特定有価証券等に係る売買等を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと（取引規制府令 52 条 1 項 12 号）